

平成 2 3 年 9 月定例会

文教厚生委員会説明資料

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 予 定 案 件	1
1 一般会計・特別会計予算	1
(1) 歳入歳出予算	1
ア 総 括 表	1
イ 課別主要事項説明	3
2 その他の議案等	4
(1) 条 例 案	4

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						一 般 財 源
				特 定 財 源						
				国支出金	使 用 料 手 数 料	財産収入	繰 入 金	諸 収 入	地 方 債	
教 育 総 務 課	1,197,002	0	1,197,002	30,300	8,400	21,365	180,000	15,245		941,692
コンプライアンス推進室	986	0	986							986
施 設 整 備 課	1,951,036	0	1,951,036	224,083			252,706		1,411,000	63,247
教 育 改 革 課	245,651	0	245,651	3,066			83,815	48,000	106,000	4,770
教 職 員 課	68,164,694	0	68,164,694	14,346,804	64,777			9,704		53,743,409
福 利 厚 生 課	7,820,358	0	7,820,358			31,121		127,000	3,100,000	4,562,237
学 校 政 策 課	507,025	7,729	514,754	(5,449) 74,819	15,153	368	(2,280) 27,706	8,532		388,176
特別支援教育課	127,301	0	127,301	63,738			500			63,063
人 権 教 育 課	86,597	0	86,597	3,310			360	13,603		69,324
体 育 健 康 課	220,584	0	220,584	49,580			14,897	100,544		55,563
生涯学習政策課	135,233	0	135,233	19,309			7,260			108,664
教育文化政策課	469,090	0	469,090	9,656	631		3,600	393,664		61,539
文化の森振興総局	546,017	0	546,017	1,000	17,702		237,260	25,864		264,191
計	81,471,574	7,729	81,479,303	(5,449) 14,825,665	106,663	52,854	(2,280) 808,104	742,156	4,617,000	60,326,861

(注) () 数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳				
					国支出金	財産収入	繰入金	諸収入	繰越金
施設整備課	県有林県行造林事業特別会計	300	0	300		300			
学校政策課	奨学金貸付金特別会計	366,116	0	366,116	129,000	865	98,510	137,641	100
計		366,416	0	366,416	129,000	1,165	98,510	137,641	100

学校政策課
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
事 務 局 費	99,781	2,280	102,061	① 高等学校授業料減免事業等支援臨時特別対策費 (2,280) ア 高等学校修学等支援基金積立金 2,280
教 育 指 導 費	260,281	5,449	265,730	① 学校教育振興費 (3,169) ア 教育課程研究指定校事業 370 イ 学力向上実践研究事業(小・中) 800 ウ 小・中学校における体系的・一貫的な進路指導に関する研究事業 1,000 エ 学校図書館の活性化推進総合事業 999 ② 東日本大震災救援対策費 (2,280) ア 東日本大震災被災者受入支援事業 2,280
総合教育センター費	135,961	0	135,961	
高等学校総務費	11,002	0	11,002	
学校政策課合計	507,025	7,729	514,754	

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 徳島県高等学校等修学支援基金条例の一部を改正する条例（学校政策課）

（改正の理由）

東日本大震災による被災者を支援するため、徳島県高等学校等修学支援基金について、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学が困難な児童等の教育の機会の確保に資する事業を実施するための所要の措置を講ずる必要がある。

（改正の概要）

基金を処分することができる場合として、東日本大震災により被災した児童等に係る就学等の支援に要する経費の財源に充てる場合を加える。

（施行期日）

公布の日から施行する。